

## ロンドン事務所

### 【地方自治白書が発表に】英国

コミュニティー・地方自治省は 10 月 26 日、地方自治白書「コミュニティーの強化と繁栄のために (Strong and Prosperous Communities)」を発表した。今年 5 月に創設された同省が発行する初の白書であり、ブレア政権下では最後の地方自治白書となる<sup>1</sup>。今年 5 月に行われた地方選挙で労働党が大敗したことを受けて内閣改造が実施され、コミュニティー・地方自治相の前任者<sup>2</sup>が他のポジションに移ったため発表が遅れていたが、後任のルース・ケリー氏の指揮下でまとめられ、ようやく完成した。前回の地方自治白書は 2001 年に発表された「強力な地方のリーダーシップを - 質の高い公共サービスを (Strong Local Leadership - Quality Public Services)」で、主に地方自治の財政について取り上げていた。この白書を受け、「2003 年地方自治法 (Local Government Act 2003)」が施行されている。今回の白書は 9 章に分かれ、各分野で今後取り組むべき課題について概説している。

#### < 地方自治白書の章別概要 >

第 1 章「コミュニティーの強化と繁栄のために (Strong and prosperous communities)」は、表題通り、コミュニティーの強化と繁栄を促進するという政府の目標を推進するため地方自治体が既に行っている業務を分析するとともに、この目標達成に向けた政府の基本方針を示している。

また、ウェールズ議会に対し、将来の構造改革を含めた地方自治体に関するあらゆる事項を中央政府の承認なしに決定できる権限を付与するとしている。これは、既にスコットランド議会が有している権限と同様のものであるが、ウェールズでは、スコットランドのように、選挙制度を改革し、地方選挙に比例代表区制を導入できる権限は与えられないものとみられる。

第 2 章「地域の需要に応える公共サービスとコミュニティーの権限強化 (Responsive services and empowered communities)」には、「地方公共サービスについて、地域の住民により多くの発言権と選択肢を与える」という政府の目標に沿った提言が示されている。具体的には、住民が、地域の懸案事項に関して地方議会議員を通して自治体に問題提起を行い、取り組みを要請できるシステム「コミュニティーによる行動請願 (Community Call for Action)」を導入する。これは既に、内務省が今年 1 月に国会

---

<sup>1</sup> ブレア首相は今年 9 月、「1 年以内」の辞任を表明している

<sup>2</sup> デービッド・ミリバンド現環境・食糧・農村問題相

に提出した「警察・司法法案 (Police and Justice Bill)」で、治安・安全の分野に限定しての導入が提案されているが、今回の白書は、地方自治の他の分野にも拡大するとしている。また、レジューセンターや公会堂など自治体が持つ地域の施設について、管理または所有権のコミュニティーへの委譲を大幅に拡大するほか、地域の優先事項や自治体と住民のあるべき関係などについて記した「近隣憲章 (neighbourhood charter)」の制定を自治体に許可する。

この章で最も重要なのは、過去数十年で最大規模となるパリッシュ (parish)<sup>3</sup>の改革を提言していることである。まず、新たなパリッシュの創設権は、中央政府からディストリクトおよびユニタリー<sup>4</sup>に委譲される。住民からのパリッシュ設立要請は、拒否するだけの十分な理由がある場合を除き、認められるものと想定されている。また、1965年の地方自治体改革以後、パリッシュの創設が認められていないロンドンでも、コミュニティーおよび区 (borough) にパリッシュの設置権を与える。

パリッシュの大規模な改革はこれだけに留まらず、ほかには、教会との繋がりを連想させるのを避けるため、「コミュニティー・カウンシル (Community Council)」、「近隣カウンシル (Neighbourhood Council)」、「ヴィレッジ・カウンシル (Village Council)」などへの呼称変更を許可することが提言されている。さらに、地方自治体は、コミュニティー単位の行政組織としてパリッシュ以外の形態も検討できるようになるとしており、これには、意思決定権と予算を持つ地域委員会などが考えられる。これらの改革は、現在の「パリッシュ」という行政単位が、その名を「コミュニティー」に変え得るということを事実上、意味するものである。

第3章「有益で、説明責任を有し、地域の需要に応える地方自治 (Effective, accountable and responsive local government)」は、今回の白書で最も重要と思われる章で、地方自治体の運営形態や構造改革などについて数々の提言を行っている。

まず一つには、政府が今後、地方議会議員により多様で有能な人材を獲得するための方法を探る見直し作業を実施するとしている。見直し作業は、こうした人々が地方議会議員に立候補しない原因となっている障害を、議員としての仕事面や政治的な面などから探る。また、パリッシュ創設権と同様、条例制定の承認権も、中央政府から地方自治体に委譲する。これによって、地方自治体は、定額罰金制度の利用により、独自に条例を制定することができるようになる。

地方自治体の構造に関しては、大規模な改革を提言している。現在、イングランドの地方自治体は大半が「リーダーと議院内閣制」を採用しているが、白書の提言では、リーダーの任期が事実上1年で交代していたものが4年になり、地方議会議員の投票によって選出されることになる。リーダーは、自治体の行政に関する全権を付与され

---

<sup>3</sup> パリッシュとは、教会の布教のために設けられた教区に起源を持つ、地域共同体的な性格を持つ法律上の準自治体 (Sub-principal) である

<sup>4</sup> ディストリクトは日本の市町村に相当する自治体。ユニタリーは一層制の自治体

るが、権限を内閣に委譲することもできる。これにより、イングランドの地方自治体は、西欧諸国の大半と同様のシステムを有することになる<sup>5</sup>。

直接公選首長制については、住民投票なしでの導入を可能にすることを提言している。現在は、直接公選首長制導入には住民投票での可決が必要とされており、このために、2001年以降、住民投票を実施した35自治体のうち、実際に同制度を導入したのは12自治体に留まっている。

また、スタッフォードシャー州ストーク・オン・トレント市(Stoke-on-Trent)のみが採用している「直接公選首長とカウンスル・マネージャー」制度は廃止され、「直接公選首長と議院内閣制」に吸収されることになる。さらに、「直接公選内閣制」も選択肢の一つとして加えられる。これは、2～9人のグループが、「全内閣候補」として集団で立候補するというもので、当選したグループはそのまま内閣を組成する。任期は4年となる。

内閣構成員ではない地方議会議員がメンバーとなっている「政策評価委員会(Overview and Scrutiny Committee)」の機能も改革を行い、議員が、地方自治体だけでなく、地域の全ての公共サービスの業務を精査できるようにする。また、政策評価委員会に公共サービスの職員を出席させ、質問に答えさせることができるようにする。

地方議会選挙の選挙サイクルを「4年毎に全議員を一斉に改選する」方式に変更する場合、地方自治体は、現在のように中央政府の許可を得なくてもよいこととする。また、「4年毎に全議員を一斉改選」方式を採用している自治体は、説明責任強化のため選挙区の議員定数を複数から1名に変更したい場合、選挙委員会にその可能性の検討を要請することができるようになる。

地方議会議員の行動規範は、規制を緩和し、またより一層の「地域化」を進める。議員は、当該事項に関する自身の利益が、当該地域における大部分の住民の利益と同程度以下であることを前提に、あらゆる事項について発言できるものとし、また議員の不正行為などの問題は、中央政府の「基準委員会(Standards Board)」ではなく、各自治体のそれに相当する機関が対処し、決定を下す。

地方自治体の再編については、二層制を採用している地域の全自治体に対し、ユニタリー化計画をコミュニティー・地方自治省に提出するよう呼びかけている(提出期限は2007年1月25日)。白書は、ユニタリー化計画の必須要件として、地域の幅広い支持を受けていること、バリュー・フォー・マネー(VFM)<sup>6</sup>が達成されていることなどを挙げている。ユニタリー化を希望しない二層制地域の地方自治体は、説明責任と効率性の向上、業績結果の改善などに向け、他の自治体との連携計画を提出しなければならない。これら自治体間の連携の進展状況は、2年毎に評価作業が行われ、政府による今後の自治体再編に関する方針決定に利用される。

---

<sup>5</sup> 西欧諸国の大半では、地方議会議員が行政権限のある市長を選出し、市長の任期は4年となっている

<sup>6</sup> 支出に対して得られる価値の最大化

第4章は「力強い都市、戦略を持つ地方 (Strong cities, strategic regions)」と題され、議論の的となっている都市圏域 (city region)<sup>7</sup>化について述べている。しかし、政府内で都市圏域化について意見が分かれていること、都市圏域に関する政府の方針と機能の見直し作業を財務省が終えていないことから、この章には、具体的な提案はあまり盛り込まれなかった。

それでも幾つかの提案は行われており、その一つは、都市のみならず全てのエリアで地域レベルの経済成長と再生を実現するための最良の方法を、財務省主導による調査で検討し、2007年に結果を発表するというものである。さらに、イングランドの都心部で、「旅客輸送局 (Passenger Transport Authorities, PTAs)」<sup>8</sup>の公共交通機関に関する権限を拡大することも提案しており、これによって、PTAsでの地方自治体の役割が増すことになる。1985年に規制緩和を行って失敗したバス事業については、地方自治体に新たな権限を付与するなどの改革案が近く運輸相から発表されるとしている。

ほかに、主に経済成長の促進を目的に複数の自治体が行政区画を越えて連携することを約する新協定「多地域協定 (Multi-Area Agreements, MAAs)」の締結に関心のある自治体と政府が密接に協働することを強調しているほか、将来、都市圏域化の可能性のある地域内の自治体に対し、都市圏域全体を代表する首長の擁立 (直接または間接選挙で選出) など、都市圏域独自の行政組織形成を検討するよう呼びかけている。しかしこの案は、現在までのところ、当の都市圏域候補地内の自治体から強い反対に遭っている。さらに、幾つかの地域における、「都市開発カンパニー (City Development Companies, CDCs)」の創設に向けた進展について触れ、またより多くの都市に、都市圏域がどのように機能するかをパイロット計画で試すよう呼びかけている。

第5章は、「戦略を持つリーダーであり、地域の形成者としての役割を担う地方自治体 (Local government as a strategic leader and place-shaper)」と題されている。

「地域の形成者」という自治体の役割は、ライオンズ卿が今年5月に発表した、地方財政と地方自治に関する調査の中間報告書で示されていた。自治体がこの役割を担い、戦略的リーダーとしての地位を強化できるようにするため、同章は、地域協定 (Local Area Agreement, LAA) と地域戦略パートナーシップ (Local Strategic Partnerships) の改革および強化、多地域協定と「持続可能なコミュニティー戦略 (Sustainable Community Strategies)」の導入を提案している。

第6章「新たな業績枠組み (A new performance framework)」には、待望されていた「包括的業績評価 (Comprehensive Performance Assessment, CPA)」の全面的見直

---

<sup>7</sup> 大都市が、その周辺都市を含めて一つの地域を形成しているとみなす考え方。周辺都市は雇用の場を大都市に頼っており、大都市は労働力を周辺都市に頼っている

<sup>8</sup> 大都市で公共交通サービスを提供する地方公共団体「旅客輸送エグゼクティブ (Passenger Transport Executive, PTE)」の執行機関

しの提案が盛り込まれた。

白書の提案では、2009年より、CPAに代わって「包括的地域評価(Comprehensive Area Assessments)」が導入され、各地方自治体の自己評価の比重を増やした、中央政府からの干渉がより少ない監査システムが採用されることになる。また、地方自治体の業績を評価するために政府が設定する業績指標を200にまで大幅に削減し、中央政府が自治体に課する達成目標も35に減らす。「ベスト・バリュー」制度は、5年を費やして実施された同制度の評価作業を考慮に入れて改革が実施される。改革により、地方自治体は、年1度のベスト・バリュー実行計画作成や、ベスト・バリュー制度の見直し作業を行う必要がなくなる。しかし、ベスト・バリュー制度の対象となる地方公共団体は、同制度の実施に市民の意見を反映させることを求められるほか、公共サービス提供を目的とした民間部門との契約締結により多くの競争を導入することが必要とされる。

第7章「効率性- 地方公共サービスの変革 (Efficiency - Transforming Local Services)」は、主として、公共サービス提供者の一部としての地方自治体と、効率性確保における自治体の役割に触れており、後者については特に、現在財務省が取り組んでいる「2007年包括的歳出見直し」の一部として、今後数年間にわたり、効率性を達成することを提案している。地方自治体は、効率性確保のため、他の地方公共サービス提供者との連携を更に深めること、契約と入札プロセスにおいてより多くの競争を導入することが求められる。また、自治体の財政安定化のため、カウンシル・タックスの課税額を現在のように1年毎ではなく、3年毎に決定することが提案されている。

第8章「コミュニティーの結束 (Community Cohesion)」は、コミュニティーに最も近い行政単位としての地方自治体の役割と、地域コミュニティーが融合と結束を強化することの必要性について、政府の考えを示したものである。同章の大半は、「融合・結束委員会 (Commission on Integration and Cohesion)」の発足時<sup>9</sup>に政府が述べたことの繰り返しであるが、「地方自治体は、イスラム教急進派および極右を含む過激主義への取り組みを優先しなければならない」と強調している。

最終章「施行に向けたステップ (Steps towards implementation)」は、政府が、この白書で示した提案を、立法、ガイダンス発行、諮問の実施などの形で、いかにして達成する意向であるかを述べている。白書に盛り込まれた提言は、11月15日のクイーンズ・スピーチ<sup>10</sup>で述べられたように、今後、「地方自治法案 (Local Government Bill)」として法案化されることになる。尚、今回のクイーンズ・スピーチは、ブレア政権下では最後のものとなった。

---

<sup>9</sup> 2006年8月24日

<sup>10</sup> 国会開会時に行われる儀式で、国王(女王)が、会期中に審議される法案を読み上げる

(参照)

<http://whitepaper.lga.gov.uk/briefing.pdf>

<http://www.communities.gov.uk/index.asp?id=1002882&PressNoticeID=2271>

## 【主要3政党が党大会開催】英国

政党の党大会は、英国政界の「恒例行事」として定着している。国会の夏季休暇は本来、9月で終了するべきものであるが、党大会のため、毎年10月まで延長されている。

同じ党大会でも、米国とは多少の違いがみられる。米国の党大会は、4年毎に開催され、州を代表する党员のみが参加し、大統領選挙立候補者の指名がその主たる役割となっている。これに対して英国の党大会は、毎年開催で、基本的に誰でも参加可能であり、政策討議の場として機能している。

しかし、英国の党大会の役割は、政策討議だけに限らない。党の歴史や一般からの支持レベルにもよるが、概して政党の党首たちは、人々に党の存在感を見せつけ、新政策を発表し、一般の党员や支持者らを鼓舞する機会として党大会を利用している。一方党员にとっては、他の党员たちと会い、党の政策について議論し、有名な政治家たちに近づける機会を楽しむ場となっている。

しかし、国民の政治への関心低下や、イデオロギー主導の政治の衰退、24時間いつでもニュースが入手できるメディアの登場などにより、党大会はその重要性を失ってきている。かつては、政治家と党员たちの間で熱のこもった議論がみられたが、現在の党大会は、党の一致団結を見せつけるための用意周到に準備されたショーのようになっており、何かの問題について意見の不一致があったとしても、党の結束の誇示を前に、それらは影が薄れがちである。

党大会の醍醐味を味わえるのはメインの会合や演説ではなく、フリンジ・ミーティング（小会合）であるとしばしば言われており、そこでは政治家が新しい政策案を投げかけ、党员が政治家たちに質問を浴びせるといった活気ある光景がみられる。フリンジ・ミーティングは、このように政治家に意見を述べるができる場所であるため、党员と同じくらい多くのロビイストが出席するという状況もみられる。

主要3政党のうち最も早く党大会を開催したのは自由民主党で、今年はイングランド南部のリゾート地、ブライトンで、9月中旬に行われた。自由民主党は、保守党に次ぐ野党第2党で、近い将来、単独政権を取る見込みはまずないと言ってよいが、スコットランドでは労働党と連立政権を組んでおり、またイングランド内8主要都市のうち5つで支配政党となっている。

異なる信念の共存を許容する「リベラル多元主義 (liberal pluralism)」<sup>11</sup>に固執していることや、政権の座から明らかに遠い位置にあることが、党内部に自由な風潮を生み出しているが、これが、党員をまとめられず、党大会でも党の政策案がたびたび党員によって却下される原因にもなっている。（「コントロール魔」と呼べるほど統制欲の強い他の2党とは大きな違いである）。

こうした「自由な風潮」は、およそ10年ぶりに開かれた地方自治に関する討論会でも顕著であった。自由民主党のコミュニティー・地方自治担当スポークスマン、アンドリュー・スタネル議員は、同党の地方自治に関する政策文書「あなたのコミュニティー、あなたの選択 (Your Community, Your Choice)」が内容の薄いものであることは認めていたが、党大会でこれが否決されれば、政府の地方自治白書が発表された際<sup>12</sup>、党の公式な見解を述べることができなくなると語っていた。しかし、党員はこうした懸念に関心がなかったようで、同文書は圧倒的多数で否決された。同文書は、同党の古参党員たちが過去数年にわたって非公式に協議を続けてきた結果の産物だったが、地方自治体協議会 (LGA) の自由民主党執行グループのリーダー、リチャード・ケンプ氏が、党大会で反対票を投じるよう党員たちに呼びかけていた。

自由民主党の党大会ではまた、幾つかの会合で、都市圏域 (city region) 化と直接公選首長制について話し合われた。殆どの党員や議員は、直接公選首長にも、都市圏域化を含むどんな新構造にも反対であることを強調していたが、将来の自由民主党党首と目される若手の有望議員、ニック・クレグ内務担当広報官は、あるフリンジ・ミーティングで、自由民主党はこれらへの反対を取り下げ、直接公選首長制を支持すべきであり、そうしなければ、「我々は自らを危険にさらすことになる」と述べた。

与党労働党の党大会は、この1週間後の9月下旬、マンチェスター市で開かれた。マンチェスター市は、イングランド北西内陸部にある工業都市で、海岸沿いの都市で党大会を開いてきた同党の伝統から今年は外れたことになる。ブレア首相は、党首としては最後となる党大会演説を行い、都市復興計画を通してマンチェスター市を再生させたとして、同市自治体を称賛した。また、次期首相の最有力候補と言われているブラウン財務相も演説し、大規模で歴史的な地方分権を約束することで、地方を重視する「地方主義者 (localist)」としての立場を明確にした。

労働党の党大会では、幾つか驚くべき出来事もあった。公営住宅への資金提供の問題は、党の政策案が党員の投票で否決されるという、労働党としては異例の事態を迎え、またダグラス・アレクサンダー運輸相は、主要都市の一部に、ロンドンのような地域のバス事業に関する権限を与えることを示唆し、1980年代に実施されたバス事業

---

<sup>11</sup> 信念、関心、生活様式が人によって異なることを認識し、社会の構成員はその差異を許容することが必須であるとする考え方

<sup>12</sup> 政府の地方自治白書は2006年10月26日に発表された

自由化からの大きな転換を図ることを明らかにした。

最大野党である保守党は、これら3政党のうち最も遅く、10月第1週にイングランド南部ボーンマスで党大会を開催した。保守党の党大会は、老人が大半を占める党員たちが観客席でうたた寝をしているというのが毎年のおなじみの光景となっているが、昨年12月に就任したデービッド・キャメロン党首は、こうした同党の沈滞したイメージを拭い去るべく、党首演説で信仰や家族などについて熱弁を振るい、より現代的で、活気があり、寛容な党として生まれ変わったことを見せつけようとした。

保守党党大会では、地方自治に関する会合は、予想されていたように、午前の早い時間に行われた。影の内閣のキャロリン・スペルマン・コミュニティー・地方自治相は、ある会合で、現労働党政権下での地域構造と、「基準委員会 (Standards Board)」を廃止するという、同党の公約を改めて述べた。また、影の内閣のアリステア・パート・コミュニティー・地方自治担当相は別の会合で、「キャメロン党首率いる保守党は、主要都市での直接公選首長制度を検討する」と述べたが、都市圏域化に関する小会合では、多くの地方議会議員が、保守党が直接公選首長制度に反対することを求めた。

クリス・グレイリング影の運輸相は、演説で、都市部の有権者に対し、保守党への回帰を訴えた。有権者が保守党を支持すべき理由としては、過去の保守党政権が、イングランド北部やロンドンにライトレールシステムを建設したり、ロンドン地下鉄ジュビリー線の延長工事を実施した一方、現労働党政権は、ライトレールの建設計画をキャンセルしたばかりか、既存線延長のための線路をただの1本も敷設していないことを挙げた。

(参照)

[http://www.publicfinance.co.uk/news\\_details.cfm?News\\_id=28951](http://www.publicfinance.co.uk/news_details.cfm?News_id=28951)

[http://www.publicfinance.co.uk/news\\_details.cfm?News\\_id=28875](http://www.publicfinance.co.uk/news_details.cfm?News_id=28875)

[http://www.publicfinance.co.uk/news\\_details.cfm?News\\_id=28793](http://www.publicfinance.co.uk/news_details.cfm?News_id=28793)

## 【連邦憲法裁判所はベルリンの連邦政府に対する財政援助要求を却下】ドイツ

2002年9月、ベルリンは財政状況が非常状態に陥っていると発表し、連邦からの援助を求めた。しかし、連邦政府はその要求を受け入れなかったため、ベルリンは連邦憲法裁判所に財政状況が非常事態の場合、連邦は援助する義務があると主張する訴訟を2003年9月に起こした。過去同様のケースとして1994年にザールランド州とブレーメン都市州は財政危機のために、連邦からの援助を受けたが、その際も連邦憲法裁判所の判決が存在した。

3年間訴訟が続き、その間にもベルリンの財政は悪化し続けた。財政の立て直しや節減努力にも関わらず、教育、文化、公共交通などの市民に直接関係するサービス分野

での財政カットは難しく、ベルリンの首都としての役割を果たすために必要な支出でさえ節減を進める上で障害となった。ベルリンはドイツ最大都市としてだけでなく、大学や文化施設の数といった歴史的な重要性も他の都市を大きく引き離し、交通行政においてもきわめて広範な地域を所管する一方、失業率が高く、経済的にはあまり活発ではないため、ミュンヘン、ハンブルクなどのドイツの大都市や中規模都市と比べれば、かなり見劣りしている。訴訟開始時には、ベルリンでは社会民主党（SPD）と左党・民主社会党（Die Linke/PDS）が政権を取り、SPD のヴォーヴェライト氏が市長を務めていた。2006 年 9 月に選挙があったが、結果としては同じ連立政権となり、ヴォーヴェライト市長も席に残った。ベルリンの赤字は、現在 616 億ユーロに上っている。

10 月 19 日に、連邦憲法裁判所の第 2 法廷は、ベルリンの財政危機は「極端な財政危機」ではなく、連邦政府からの特別援助を受ける理由はないと判断し、ベルリンの連邦政府への要求を全面的に却下した。ベルリンの歳入が低すぎるとするのは問題ではなく、歳出が多すぎて、十分な節減がなされていない、との判断であった。判決では、ベルリンとハンブルクを比較し、大学や調査機関・研究所、または文化施設のための歳出が極めて多く、住宅分野では大きな節減の可能性があるという具体的な点まで述べられていた。裁判官は「貧乏だけど魅力的」という市長がよく口にするベルリンのスローガンは好きであると述べたが、ベルリンは最終的にそれほど窮しているわけではないからこそ、魅力があるとも述べた。

ベルリンにとっては要求の全面的な却下で非常に困難な状況となった。赤字の全額補填はなくとも、なんらかの連邦政府、または他州からの援助を受けることができれば、財政再建が図れるということが重要な目的であった。しかし、ベルリンは単なる都市州ではなく、ドイツの首都としての特別な負担もあり、それを果たすためには連邦及び全ての州からの支援が必要であると証明する意味もあった。それが全面的に否定されたため、ベルリンにとって将来の見通しは暗いものとなった。ベルリンの不満とは逆に、他州では評価する声もあった。バイエルン州とバーデン・ヴュルテムベルク州の二人の州首相は、判決を歓迎した。やはりベルリンの財政危機はベルリンだけの責任であり、ベルリンの要求が認められた場合、現在の州相互間で行われている財政調整制度から脱退することも考えていたと発表した。州相互間の財政調整制度では、現在 5 州が他の 11 州から 69 億ユーロの財源移転を受けている。

この間に行われた選挙で再びベルリンの政権を担当することとなった社会民主党は、左党・民主社会党と再び連立政権を構成し政策を発表した。主な内容は、従来の政策の継続である。あらゆる分野で節減を進めるが、大胆な措置は取らず、または教育など重要な分野で投資も行うというもの。いくつかの施設や支出を必要とするものについては、その責任を完全に連邦レベルに移すように努力すると市長は発表した。その中には、国立オペラ座（Staatsoper）の運営と安全対策が挙げられる。最近、今年の

税収は予想を上回ることが明らかになったため、多少は見通しがよくなったが、全面的財政再建のために必要な厳しい措置は、また延期となった。

他方、この最高裁判所の判決は、現在他の州が起こしている同様の訴訟結果にも影響を与えると考えられる。すでに1994年に援助を受けたザールランド州とブレーメン都市州は、その後も財政再建ができず、ザールランド州は2005年の秋に、ブレーメンと都市州は2006年の春に再び援助を求める訴訟を起こしている。両州の判決について楽観的な見方する人は存在しないと思われる。

(参照)

Land Berlin im Internet - Senatsverwaltung für Finanzen, „Zur Haushaltsnotlagenklage Berlins“:

<http://www.berlin.de/sen/finanzen/haushalt/notlage/index.html>

Dear Spiegel im Internet, „Wowereit kündigt strikten Sparkurs an“, „Berlin hat Recht“, „Last exit Bundeshilfe“:

<http://www.spiegel.de/politik/deutschland/0,1518,443521,00.html>

<http://www.spiegel.de/politik/deutschland/0,1518,443559,00.html>

<http://www.spiegel.de/politik/deutschland/0,1518,443544,00.html>

Die Zeit im Internet, „Kein Geld für Berlin“, „Mehr Hauptstadt wagen“, „Rot-rotes Weiter so“:

<http://www.zeit.de/online/2006/43/Bundesverfassungsgericht-Berlin?page=all>

<http://www.zeit.de/online/2006/42/Berlin?page=all>

<http://www.zeit.de/online/2006/45/Berlin-Kommentar?page=all>

## 【ノルトライン・ヴェストファーレン州は設立60周年を祝う】ドイツ

10月25日に、デュッセルドルフでノルトライン・ヴェストファーレン州の60周年を祝う式典が行われた。メルケル首相、英国王室を代表するグロスター女公爵、オランダからの来賓などが参加し、当時英国占領政府の下で、ヴェストファーレン県、ラインラント県、そしてリップペ県が「結婚戦略」という政策で統合されたことを記念する大掛かりなイベントであった。統合の目的は、違う地理と歴史を持つ地域の利害関係を政治と宗教の両面で調和することによって、戦争の被害を多く受けたこの地方の再生を図ることにあつた。1946年8月23日に英国占領政府が政令を出し州が誕生し、10月2日に任命された議員から構成される州議会が初めて会議を開いた。その時点ではヴェストファーレン県とラインラント県のみで統合であったが、その後1947年1月21日にリップペ県が加わった。

ヴェストファーレン県は、1895年から統合されるまでその形で存在していた。その前にはたくさんの小さな侯爵領などがあって、一部はカトリック教会によって支配された。ドイツ語が話されている南ドイツ地域と北ドイツ地域が初めて国民国家となったドイツ国家 (Deutsches Reich) が1871年に成立する以前には、プロイセン王国の一部であった。

ラインラント県はナポレオンが敗北したあと、ウィーン会議でプロイセン王国の一部となった。その前、ライン川沿いの地域はしばしばフランスの支配下にあったため、フランスからの影響が強かった。（ライン川沿いの南の地域は後にラインラント・プファルツ州に統合された。）

リップペ県は構成県のうちで最も小さく、北東に位置していた。ここも800年間侯爵領としての歴史があり、1918年に自由州としてドイツ国家の一部となった。リップペ県が少し遅れて新州の一部となった時には、その地方の特色に配慮するための協定が結ばれた。

この三つの構成地域はかなり地理的、歴史的な違いがあったが、市民が自力で立ち直るためには、ある程度の規模を持つ地域と統治組織でないと不可能であると考えられた。ラインラントとヴェストファーレン地方にまたがるルール地帯はドイツの産業の中心部であったため、空爆の対象地となり、破壊が激しかった。1947年リップペ県が統合に加わった時点で州の人口は1200万人であったが、すぐに人口が増加し始めた。それは、戦後の経済拡大と出産増加だけでなく、旧ドイツ領だった地域または東ドイツ地域からの移住者も要因となっている。現在では、1800万人以上の人口となり、ドイツで最高の人口規模を誇っている。2003年からは人口が減り始めているが、州内には増加している地域もある。

新州発足当時では、その三県の統合は歓迎されるばかりではなかった。地域の住民の間では偏見や無関心な態度が長く続いていたが、州の紋章には、ラインラントを象徴する川、ヴェストファーレンの馬、そしてリップペのばらはグリーン、白と赤で描かれているように、それぞれの地域は調和・共存するようになり、戦後に生まれた住民の州に対する態度は、どちらかというとな楽観的なものであると言える。

夏にはすでに州の60周年を祝う「市民祭り」がデュッセルドルフのライン川沿いに行われ、6万人以上がさまざまなイベントを楽しんだ。

(参照)

NRW im Internet, Pressemitteilung 26.10.06, „ Ein starkes Stück Deutschland - NRW feiert seine Gründung vor 60 Jahren “:

[http://www.presseservice.nrw.de/presse2006/10\\_2006/061026dpa60Jahre.php](http://www.presseservice.nrw.de/presse2006/10_2006/061026dpa60Jahre.php)

Geschichte NRW, Artikel und Linksammlung, „ 1946 “:

“[http://www.geschichte.nrw.de/artikel.php?artikel\[id\]=13&lkz=en&WYSESSID=v5364j0c6b9n320vdk027cnu95](http://www.geschichte.nrw.de/artikel.php?artikel[id]=13&lkz=en&WYSESSID=v5364j0c6b9n320vdk027cnu95)”

Landschaftsverband Westfalen-Lippe, „ Lippe in seiner 800-jährigen Geschichte “:

<http://www.lippe.de/new/allgemein/show.php3?s=10&n=geschichte>

Landtag NRW, „ 60 Jahre Landtag “:

<http://www.landtag.nrw.de/portal/WWW/P/Presse/0effentlichkeitsarbeit/Infor>

mationen/2006/60JAHRE/010\_60Jahre\_Landtag.jsp

NRW2000, „ Nordrhein-Westfalen 1945 - 2000 Die Entstehung “:

<http://www.nrw2000.de/nrw/nrw1.htm>

Westdeutscher Rundfunk im Internet, “60 Jahre NRW”

[http://www.wdr.de/themen/politik/nrw02/60\\_jahre\\_nrw/festakt/index.jhtml](http://www.wdr.de/themen/politik/nrw02/60_jahre_nrw/festakt/index.jhtml)